

第8期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

■ 計画策定の背景と趣旨

この計画は、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定される市町村老人福祉計画となる高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられたほか、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」の公布に伴い介護保険法が改正されるとともに、国からは、令和22年（2040年）を見据えた介護保険サービスの利用量等を推計するデータ作成システムが提供されたところであり、地域住民の複雑化・複合化した課題の解決のための支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等を推進する、中長期的な視野に立った計画としております。

■ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

第2章 高齢者を取り巻く状況

■ 高齢者の現状と将来推計

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
総人口	8,876	8,740	8,555	8,173	7,990	7,808	7,443	4,928
高齢者人口	3,630	3,620	3,579	3,559	3,526	3,489	3,416	2,607
高齢者率	40.8%	41.4%	41.8%	43.5%	44.1%	44.6%	45.8%	52.9%

※H30～R2は、各年10月1日現在。R3以降は、各年度末見込。

■ 第1号被保険者数・認定者数の現状と将来推計

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
第1号被保険者	3,627	3,603	3,588	3,559	3,526	3,489	3,416	2,607
要介護認定者	647	661	676	695	705	712	719	680
要介護認定率	17.8%	18.3%	18.8%	19.5%	19.9%	20.4%	21.0%	26.0%

※H30～R1は、各年度末実績。R2以降は、各年度末見込。

■ アンケート調査で見えてきた課題

①在宅介護実態調査

- ・70代以上の家族介護者は39.9%となった。実態は「老老介護」「認認介護」であると伺える。
- ・働きながらの介護継続の意向について、継続することが困難と感じている介護者は全体の約2割となっています。「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した方が、介護サービスや働き方調整を通じて支援すべき主な対象と考えられます。「問題があるが、何とか続けていける」と回答した方が、不安を感じる層をみると、「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」などで割合が高くなっていることから、効率よく介護サービス等の利用を促進することが必要と考えます。

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は52.1%と過半数を占めている一方で、世話役としての参加意向は43.9%にとどまっており、これらの活動が本人の生きがいづくりや健康づくりにつながる活動として、参加機会の拡充に向けた環境づくりを進めることが必要と考えられます。
- ・「地域住民同士の助け合いの拡充」として、地域の中での助け合いの仕組みづくりの必要性は高いだけに、住民同士の助け合い、いわゆる「互助」の取組は、今後の地域包括ケアシステムの深化やひいては「地域共生社会」へ向けて大切なものであり、地域を巻き込んだ見守り、気づきに対する取組が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

■ 基本理念

本町の最上位計画である「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」では、「安全・健康・環境を重視した健康づくり」を基本理念の一つとし、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい災害に強い安全なまちづくりや環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

基本理念

病気や障がいの有無に関係なく、
自分と家族が望む場所で安心して暮らし続ける町、洞爺湖町

■ 基本目標

- I 高齢者の孤立化防止と地域共生社会の実現
- II 介護予防と健康づくり、社会参加の推進
- III 認知症施策の総合的な推進
- IV 地域包括ケアシステムの推進
- V 介護サービスの適切な普及と質の向上
- VI 災害や感染症対策に係る体制整備

第4・5章 高齢者福祉・介護保険事業の取り組み

■ 高齢者福祉の取り組み

- ①民生委員児童員・福祉委員の見守り
- ②洞爺湖町社会福祉協議会の活動
 - ・ふれあい交流事業 ・移動支援事業 ・地域助け合い有償ボランティア事業
 - ・地域助け合いボランティアポイント事業 ・鍵預かりサービス事業
 - ・はつらつ楽習！脳の健康教室
- ③老人クラブ活動
- ④サロン活動
- ⑤洞爺湖町地域食堂「ほのぼの」
- ⑥災害時の見守り体制の整備
- ⑦高齢者の交通安全と防犯対策

⑧福祉サービス

・配食サービス（旧洞爺地区のみ）・高齢者入浴助成事業 ・高齢者交通費助成事業

■ 第8期介護保険サービスの見込量

介護保険サービス

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付サービス	215,145	221,731	225,742	662,618
介護予防給付サービス	26,374	28,356	29,391	84,121
地域密着型サービス	248,054	249,969	252,442	750,465
施設サービス	545,684	565,354	583,673	1,694,711
特定入所者介護サービス	48,348	44,527	44,952	137,827
高額サービス	24,290	24,558	24,796	73,644
高額医療合算サービス	3,409	3,467	3,505	10,381
審査支払手数料	692	704	712	2,108
合計	1,111,996	1,138,666	1,165,213	3,415,875

地域支援事業費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業費	25,284	25,484	25,684	76,452
包括的支援事業・任意事 業費	38,377	39,277	40,177	117,831
合計	63,661	64,761	65,861	194,283

第6章 災害・感染症対策に係る備え

■ 災害・感染症等の発生に備えた体制整備

- ①災害対策に係る体制の整備
- ②感染対策に係る体制の整備

第7章 介護保険料の考え方

■ 介護保険の財源

介護保険サービス利用者の負担分を除き、公費（国・道・町）50%と、40歳以上の方が納める保険料50%で賄われています。

歳入	給付費			
歳出	保険料 50%	国 25%	道 12.5%	町 12.5%
	第1号被保険者 23%			
	第2号被保険者 27%			

■ 第8期介護保険サービスの基準額

第8期計画における介護保険サービスや地域支援事業費用の見込みは以下のとおりです。これらの費用の見込みに基づく介護保険料の基準額は月額6,000円です。

項 目	金 額
標準給付費見込額 (A)	3,415,875千円
地域支援事業費見込額 (B)	194,283千円
第1号被保険者負担分相当額 (A+B) × 23% (C)	830,336千円
調整交付金相当額 (D)	174,616千円
調整交付金見込額 (E)	314,045千円
財政安定化基金償還金 ※	0円
介護保険事業運営基金取崩額 (F)	0円
予定保険料収納率 (G)	99%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (H)	9,621人
介護保険料の基準額 (保険料月額) (I) = { (C)+(D)-(E)-(F) } ÷ (G) ÷ (H) ÷ 12か月	6,000円

■ 利用者負担の軽減

- ①社会福祉法人等による利用者負担軽減
- ②高額介護（予防）サービス費・高額医療合算介護（予防）サービス費
- ③特定入所者介護（予防）サービス費
- ④所得の低い方への保険料軽減
 - ・第1段階から第3段階の年額保険料の負担軽減措置
 - ・第1段階から第3段階の方への減免（年間収入額など審査あり）【独自サービス】

第8章 計画の推進管理

■ 計画の推進管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、PDCAサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、洞爺湖町介護保険運営協議会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。

【問い合わせ先】

洞爺湖町総務部健康福祉課介護保険グループ 電話：0142-74-3001